

両替機専用カードご利用規定

1. (両替機専用カードの発行)

当金庫が発行する両替機専用カード（以下「専用カード」という。）は、当金庫がご利用者に貸与するものです。

2. (専用カードの利用)

- (1) 両替機のカード挿入口に専用カードを挿入し、両替操作をしてください。
- (2) 1回あたりの両替できる数量は当金庫が定めた範囲内とします。
- (3) ご利用時間は、当金庫営業日の午前9時から午後3時までです。
- (4) 両替機の故障等により両替ができない場合は、発行店の窓口で専用カードをご提示下さい。故障時に限り、無料で両替をいたします。
- (5) 専用カードは、発行店の両替機のみ使用できます。
- (6) 紛失等の理由により専用カードを再発行した場合、旧カードは使用できなくなります。

3. (専用カードの紛失・盗難等)

- (1) 専用カードを紛失・盗難または損傷したときは、直ちにカード発行店にお届けください。なお、専用カードの紛失・盗難・損傷届け出後、2ヶ月以内に再発行の申込みが行われない場合、再発行を希望しないものとして、解約扱いとさせていただきます。あらかじめご了承ください。
- (2) 専用カードの再発行に際しては、当金庫所定の手数料をいただきます。

4. (専用カードの譲渡・転貸等の禁止)

専用カードは他人に譲渡・転貸または質入れすることはできません。

5. (利用期間)

- (1) 専用カードの当初のご利用期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2) その後、当金庫所定の手数料をお支払いいただきますと、翌年3月末日まで引き続き専用カードをご使用できます。

6. (利用手数料)

- (1) 手数料は1年分を前払いするものとし、毎年4月10日（休日の場合は翌営業日）に、指定口座より引き落とします。なお、当初の手数料は、契約時に、契約日の属する月を1ヶ月としてその月から最初に到来する3月末日までの分を月割計算にてお支払いいただきます。
- (2) 手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。

7. (解約)

- (1) ご利用者、または当金庫の都合によりいつでも解約することができます。契約期間中に解約手続きをとった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算にて返戻します。
- (2) 以下の場合、当金庫の都合により解約いたします。
 - ・毎年5月末日までに利用手数料のお支払いがない場合
 - ・ご利用者が専用カードを譲渡・転貸・質入れ等不正に使用した場合
 - ・その他、相当の事由がある場合
- (3) 解約の際は、専用カードをご返却いただきます。

8. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2022年8月1日現在)